

学校法人会計基準

(貸借対照表の内容)

第十七条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

(貸借対照表の記載方法)

第十八条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載科目)

第二十一条 貸借対照表に記載する科目は、別表第一のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第二十二条 貸借対照表の様式は、第一号様式のとおりとする。

(減価償却資産の表示方法)

第十九条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

(金銭債権の表示方法)

第二十条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

(第五節 計算書類の注記)

第四十条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 二 ……略……
- 三 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- 四 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- 五～十五 ……略……

旧学校法人会計基準

(貸借対照表の記載方法)

第三十二条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(貸借対照表の記載科目)

第三十三条 貸借対照表に記載する科目は、別表第三のとおりとする。(貸借対照表の様式)

(貸借対照表の様式)

第三十五条 貸借対照表の様式は、第七号様式のとおりとする。

(重要な会計方針等の記載方法)

第三十四条 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針については、当該事項を脚注(注記事項を計算書類の末尾に記載することをいう。以下この条において同じ。)として記載するものとする。

2 ……略……

3 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載し、減価償却額の累計額の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

4 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を脚注として記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

5～8 ……略……